

新たな「地理空間情報活用推進基本計画」の主な施策について

◆新たな計画の主な施策

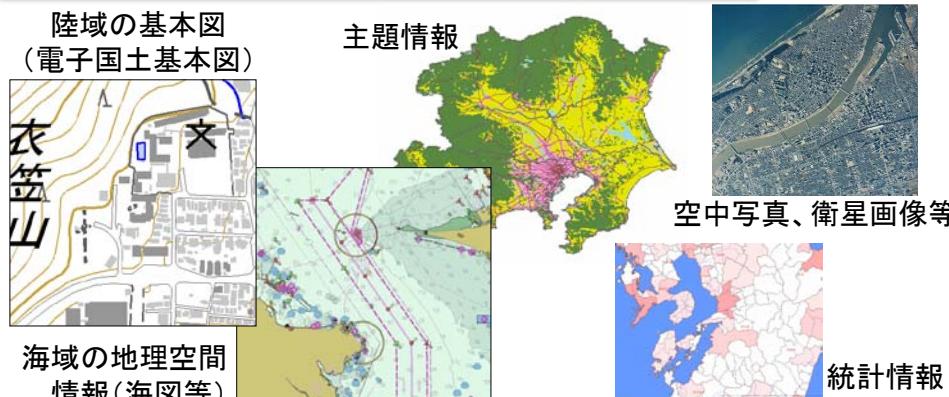
方針	施策の項目	施策の概要
方針1	1. 地理情報システム(GIS)	<ul style="list-style-type: none">利用者にとって価値のある使いやすい<u>地理空間情報を適切に更新・整備</u> (電子国土基本図、国土・海洋の基礎的な地図情報等)<u>地理空間情報の活用手段・活用範囲を拡大</u> (地名のコード化の推進、屋内外シームレス測位のための位置基盤整備 等)
方針2	2. 衛星測位	<ul style="list-style-type: none"><u>実用準天頂衛星システムの速やかな整備</u> (2010年代後半を目途に4機体制、将来的に7機体制を目指す)産業界と連携した積極的な利活用と海外展開等 (国際標準化の環境整備、国際連携 等)
方針3	3. 活用する取組の進展と深化	<ul style="list-style-type: none"><u>国が率先して活用することにより、社会全体における活用の拡大</u> (森林におけるGIS活用、緊急通報における活用、農業自動化システム 等)
	4. 整備・活用の促進のための施策	<ul style="list-style-type: none"><u>社会全体における情報の共有・相互利用のための仕組みを整備</u> (情報検索・入手等窓口ワンストップ化 等)<u>適切な整備・流通・利用のためのルール整備</u> (標準化、国の安全への配慮、研究開発、普及啓発、人材育成 等)
方針4	5. 震災復興・持続可能な国土づくり	<ul style="list-style-type: none"><u>速やかな復旧・復興に資する地理空間情報を整備・活用</u> (地籍の再整備 等)<u>今後の災害に備えた地理空間情報の整備・流通・活用</u> (海底地殻変動監視の推進、総合防災情報システムの機能拡充 等)

方針1の主な施策：地理情報システム（G I S）に関する施策

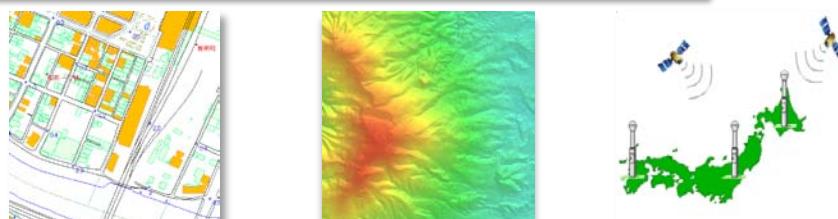
適切な地理空間情報の整備・更新

- 利用者にとって価値のある使いやすい地理空間情報を適切に整備・更新
- 国、地方公共団体及び民間事業者は、自ら保有する情報の電子化を進める
- 電子地図の基準として基盤地図情報等を利用
- 社会一般に対し広く提供すべき情報については、インターネットを利用して可能な限り無償または低廉な価格で提供

陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進



基盤地図情報、電子国土基本図等の整備・更新



国土管理等に重要な
項目の適切な更新

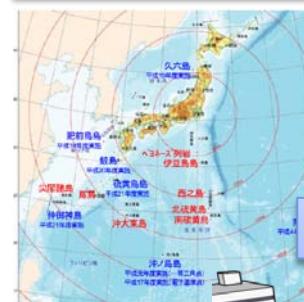
各整備主体が連携した
標高データの整備

電子基準点等による
地殻変動の詳細把握

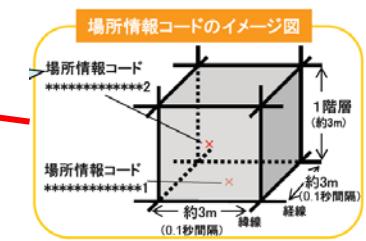
活用手段・活用範囲の更なる拡大

- 様々なモノを識別し、空間上の位置と結びつけるための情報を体系的に整備
- 屋内外でのシームレスな測位基盤の整備や位置情報サービスの展開に向けた取組を進める

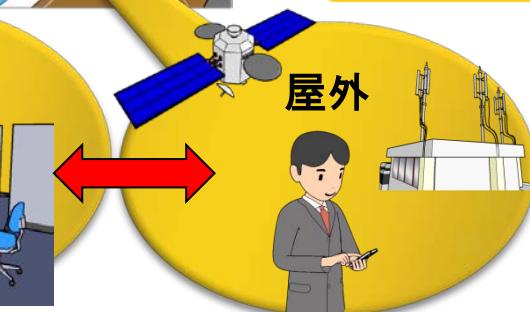
地名等の地理識別子の体系的な整備とコード化の推進



場所を表す新たな仕組みや基盤の整備



屋内



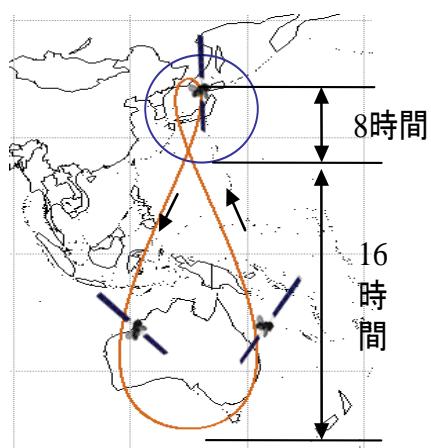
屋外

屋内外シームレス位置情報基盤の整備

方針2の主な施策：衛星測位に関する施策

実用準天頂衛星システムの整備の推進等

- 実用準天頂衛星システムは、2010年代後半を目途に、まずは4機体制を整備し、将来的には持続測位が可能となる7機体制を目指す



実用準天頂衛星システム等の利活用の推進

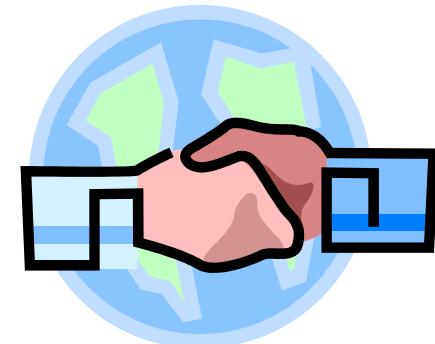
- 実用準天頂衛星システムの活用の推進、アプリケーションの開発などを通じた、積極的な利活用を促進する
- 各分野において産業界との連携を図る

準天頂衛星システム
(宇宙システム)



実用準天頂衛星システムの海外展開と国際協力の推進等

- 実用準天頂衛星システムの海外展開を推進するため、産業界と連携を図りながら、国際標準化等の環境整備、監視局の設置・運用、人材育成、アジア太平洋地域に共通する課題に対応した各種アプリケーション開発等に関する国際協力を総合的に進める
- 米国等と、全世界的衛星測位システム(GNSS)の開発及び利用における国際連携、他国GNSSとの共存性・相互運用性の向上を図る

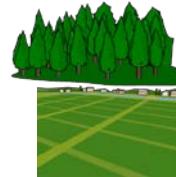


方針3の主な施策 :

地理空間情報を活用した様々な取組の進展と深化につながる施策
地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策

国土の利用、整備及び保全の推進、 災害に強く持続可能な国土の形成

- 森林管理におけるGISの活用
- 生物多様性等の環境保全・保護へのGISの活用
- 大震災の教訓を踏まえた防災・減災への活用



安全・安心で質の高い暮らしの実現

- 犯罪情報分析におけるGISの活用
- 110、118、119番等緊急通報における衛星測位の活用



国が率先して活用することにより
社会全体における活用を拡大

新たなサービス・産業の創出

- 農業自動化システムの開発
- 省エネルギーのためのITSの実用化を促進
- 屋内外シームレス測位による新たなサービス・産業の創出



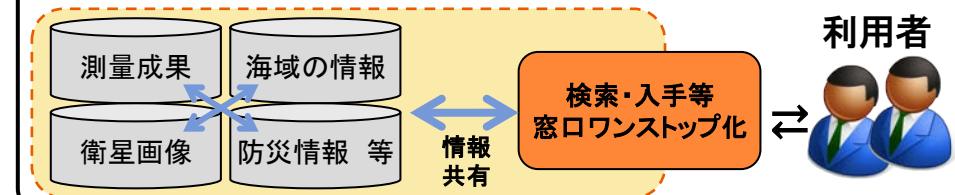
行政の効率化・高度化、新しい公共の推進

- 統合型GISや自治体クラウドにおけるGISの推進
- 国有財産情報公開システム、
環境GISなど、国民への情報提供への活用



地理空間情報の共有と相互利用の推進

- 国や地方公共団体など、多様な主体によって整備された地理空間情報の相互利用が可能となる仕組みを構築



適切な整備・流通・利用のためのルールの整備

- 地理空間情報の活用推進とバランスをとりつつ、
国の安全に係わる地理空間情報を適切に取り扱う
ための指針を策定

標準化

国際規格
に対応

個人情報保護・二次利用等

ガイドラインを踏まえた
具体的なルール等の検討・整備

国の安全への配慮

情報提供を行う際の
取扱い指針の策定



連携強化



研究開発



海外展開



普及啓発
人材育成

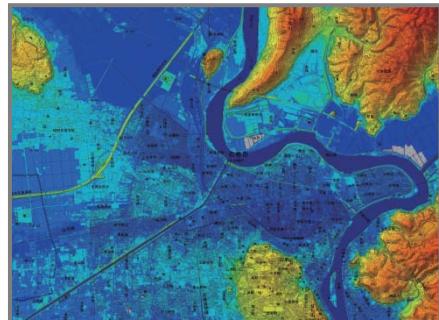
方針4の主な施策：震災復興・災害に強く持続可能な国土づくりに関する施策

東日本大震災からの復興のための地理空間情報の整備

- 被災地域の速やかな復旧・復興に資する地理空間情報の整備推進
- 地震や津波により土地境界が不明確になった地域における地籍再調査等の支援



震災後の空中写真により災害復興計画基図を作成



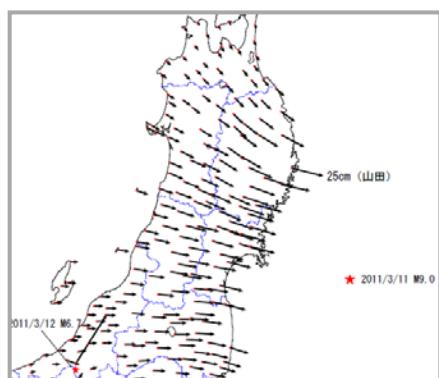
デジタル標高地形図

地籍調査実施中・実施済の地域

データ変換等により成果のズレを補正、補正が困難な地域は再調査

地籍調査未実施の地域

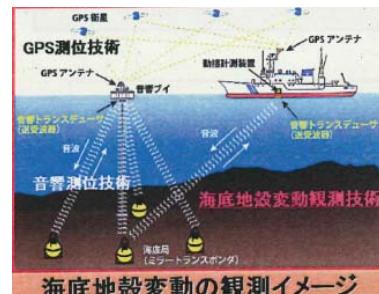
官民境界の調査等を国が実施



今後の災害に備えた防災・減災に役立つ地理空間情報の整備・流通・活用

災害に強く持続可能な国土のための情報の整備

- 地殻変動の把握や監視技術の高度化
- 災害に強い国土の基盤となる地理空間情報の整備



海底地殻変動の観測イメージ



火山地質図等の電子化

災害時における確実で効果的な活用のためのシステムの整備

- 総合防災情報システムの機能拡充、利用拡大
- 発災時の地理空間情報の迅速かつ確実な取得と提供
- 大規模災害時における地理空間情報の提供及び二次利用に関する具体的なルールのあり方の検討



情報共有・連携